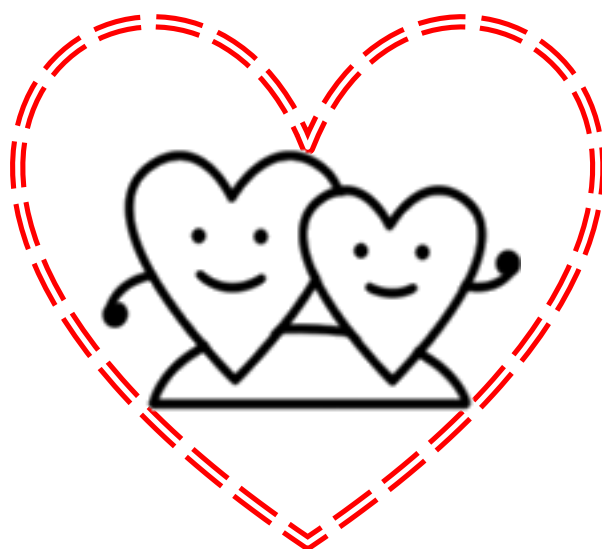


特定非営利活動法人
NPO かななびの丘

第 10 回通常総会
～総 会 資 料～



日時：2014年5月21日(水) 13:30～
会場：すばるホール 会議室1

特定非営利活動法人NPOかなびの丘
第10回通常総会 資料目次

議長選任、議事録署名人選任(承認)	2
第1議案 2013年度の事業実績と決算案(承認)	
(1)金銭管理事業	3
(2)成年後見事業	4
(3)第三者評価事業	5
(4)QOL向上活動	6
(5)まちづくり活動	6
(6)事務局	7
(7)決算	8
第2議案 会計監査(承認)	11
第3議案 事務所移転(報告)	12
第4議案 定款変更(承認)	13
第5議案 組織体制の変更(承認・報告・紹介)	23
第6議案 2014年度の事業計画と予算案(承認)	
運営方針	25
(1)成年後見事業	26
(2)自立支援事業	27
(3)第三者評価事業	28
(4)人権啓発事業	29
(5)事務局	30
(6)予算	31

以上

1. 議長の選任

根拠：定款

(議長)

第 24 条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者とする。

2. 議事録署名人の選任

根拠：定款

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議事録に署名押印しなければならない。

2013 年度事業報告

金銭管理事業

1. 金剛コロニー内金銭管理

2012 年 4 月 1 日付で事業団との委託契約を交わし、2 年目を迎えました。仕様書による統一ルールに基づき業務を順調に進めました。すくよか、かんなびのさについても独自のルールを採用し、円滑な業務を遂行しました。

2014 年 3 月末現在の利用者数

こんごうコロニー内：468 名（内措置 22 名）

地域：19 名

2. 地域での財産管理

富田林第 3 包括センターからの依頼により在宅の方の財産管理を 2 件受けました。またこんごうコロニーからの地域移行に伴い、移行後の財産管理の要望も各寮担当者からありました。

3. 事業団との話合い

金銭管理業務に関して NPO と事業団での重複部分が拡大し業務が不効率になり、各寮から本来の業務に支障がでてきているとの指摘があり、事業団から金銭管理の効率化を図るためには事業団がすべての業務を行うのがベストであるとの提案を受けておりました。何度も話し合いを重ねた結果、2014 年 3 月 31 日付で NPO かんなびの丘は事業団との委託契約を終了することで合意いたしました。かんなびの丘で勤務して下さった金銭管理担当者は全員事業団雇用にて各寮へ配置されております。また 3 月 31 日付での各寮への返金、金銭保有額報告書の提出全て滞りなく完了しております。

成年後見事業

1. 被後見人の推移

2013年度中に新たに6名の被後見人を受任し、合計31名となりました。また、6名の方がこんごうコロニーから地域に移行されました。

2. 後見体制の確立

主にこんごうコロニー内の身上監護を担当していた職員が年度途中で退職しました。その後は事務局員で対応しています。事務局会議を開催し、逐次情報を交換し最善の活動ができるように努めています。

3. 対外的な活動

ワークさつき（泉大津市）、きらら（河内長野市）で職員向けの説明会を開催しました。また、明光ワークス保護者会からの要請で保護者向け説明会を開催しました。その際は会員（後見人）の方も参加いただき、実際の後見人としての意見や感想も発言していただきました。

第三者評価事業

1. 評価調査実施状況

2013年3月評価調査を実施した、社会福祉法人日本ヘレンケラー財団 障害者多機能型通所事業所『さつき園』（阪南市鳥取）に関する評価決定会議を8月12日に行ない、10月、大阪府ホームページ上に公表されました。

また、かねてから打診がある、同法人 障害者支援施設『伯太』については、2014年度中に実施したい旨の連絡が入っています。

2. 評価調査者の異動

2013年度当初、11名の評価調査者を擁しておりましたが、同年度中に2名の離職があり、2013年度末現在では9名（障害8・児童4・社会的養護5）となっています。

3. 社会的養護分野の評価機関認証申請

社会的養護分野の評価機関認証申請は、2014年4月に先送りすることとしました。

QOL向上活動

1. 公聴会の傍聴

すくよか以外の施設で公聴会の傍聴と後見制度説明会を開催しました。すくよかでは個別相談会を開催し4名の方の相談に乗りました。

2. 成年後見制度啓発講座の開催

毎年開催している啓発講座を今年は講演会として開催しました。PASネットの上田理事長による講演の後、関係者によるパネルディスカッションを行い、制度の課題を話しあいました。参加者は30名でした。

まちづくり活動

1. コロニーまつりへの参加

6月8日に開催された「コロニーまつり」に参加しました。成年後見制度の啓発と個別相談会を行いました。相談はありませんでした。

2. ひろとんへの参加

2月16日に開催された「市民活動わくわく広場 in とんだばやし (ひろとん)」に参加しました。成年後見制度の啓発と個別相談会を行いました。相談会では後見を考えている方からの相談があり、現在どのようにしていくか話し合っているところです。

事務局

1. プロボノ

- ・法人の事業方針を作成するにあたり、NPO法人サービスグラントの支援を受けてプロボノを受け入れました。
- ・約半年にわたる調査の結果、12月の臨時総会後に報告会を開催した。
- ・最終報告としては、「成年後見事業を中心としながらも権利擁護に関する総合的な事業の確立が必要である」だった。
- ・それを受けて中長期計画の策定にかかっている。

2. 認定NPO法人の取得

- ・認定NPO法人を取得にあたり、大阪府に相談を行ったところ、登記で不備があり2013年度は申請できないことが発覚した。
- ・不備のあった点はすみやかに修正登記を行った。
- ・新規会員獲得のため積極的なPRを行ったが、新規入会者はわずかであった。

3. 事務局中心体制

- ・事務局を中心として事業を実施してきた。
- ・現場の声を運営に反映させるため、事務局長をはじめ事務局職員が理事を兼務した。
- ・体制としては特に支障なく事業を行うことができたが、事務局長にかかる負担が大きくなった。
- ・今後は理事の役割の見直しをはじめどのように事務局を支えていくかが課題となっています。

2013 年度特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

(2013年4月1日 から 2014年3月31日)

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

I 経常収入の部

(単位:円)

科 目		H25年度予算	H25年度実績	差額	
会費等収入	正会員	480,000	504,000	24,000	
	活動会員	12,000	0	-12,000	
	賛助会員	405,000	642,000	237,000	
	利用会員		0	0	
	(小計)	897,000	1,146,000	249,000	
事業収入	金銭管理事業	① 事業団	7,974,000	8,405,000	431,000
		② 地域	300,000	321,600	21,600
	(小計)	8,274,000	8,726,600	452,600	
	成年後見事業	後見報酬	5,460,000	4,714,000	-746,000
		その他		100,000	100,000
	(小計)	5,460,000	4,814,000	-646,000	
	第三者評価事業	400,000	165,000	-235,000	
(小計)	400,000	165,000	-235,000		
その他収入	寄付金収入	280,000	817,800	537,800	
	助成金	100,000	950,000	850,000	
	その他	0	21,155	21,155	
	(小計)	380,000	1,788,955	1,408,955	
経常収入合計 A		15,411,000	16,640,555	1,229,555	

II 経常支出の部

(単位:円)

科 目		H25年度予算	H25年度実績	差額	
金銭管理事業	① 事業団	人件費	6,812,640	8,815,218	2,002,578
		事業経費	2,594,885	2,725,784	130,899
	(小計)	9,407,525	11,541,002	2,133,477	
	② 地域	人件費	300,000	107,616	-192,384
		事業経費	80,255	68,920	-11,335
(小計)	380,255	176,536	-203,719		
見成年後事業	人件費	2,964,480	2,112,587	-851,893	
	事業経費	823,120	804,096	-19,024	
	(小計)	3,787,600	2,916,683	-870,917	
第三者評価事業	人件費	300,000	395,287	95,287	
	事業経費	205,780	200,994	-4,786	
	(小計)	505,780	596,281	90,501	
管理	人件費	600,000	790,574	190,574	
	事業経費	411,560	341,588	-69,972	
	(小計)	1,011,560	1,132,562	121,002	
経常支出合計 B		15,092,720	16,363,064	1,270,344	
経常支出合計 A-B		318,280	277,491	-40,789	

Ⅲ事業別収支差額

(単位:円)

科目		H25年度予算	H25年度実績	差額
金銭管理事業	①事業団	-1,433,525	-3,136,002	-1,702,477
	②地域	-80,255	145,064	225,319
成年後見事業		1,672,400	1,897,317	224,917
第三者評価事業		-105,780	-431,281	-325,501
収支差額		52,840	-1,524,902	-1,577,742

Ⅳ正味財産増減計算の部

(単位:円)

科目	H25年度予算	H25年度実績
当期収支差額	318,280	277,491
当期正味財産像増加額	318,280	277,491
前期繰越正味財産	8,480,321	8,480,321
期末正味財産合計	8,798,601	8,757,812

2013 年度特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

(2014年3月31日現在)

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1.流動資産		1.流動負債	
現金預金	8,796,823	未払金	1,116,910
未収金	666,200	仮受金	234,513
前払金	53,550	流動負債合計	1,351,423
仮払金	51,004		
工具器具備品	541,658	III 正味財産の部	
流動資産合計	10,109,235	前期繰越正味財産	8,480,321
		当期正味財産増加(減少)額	277,491
		正味財産の部合計	8,757,812
資産の部合計	10,109,235	負債及び正味財産の部合計	10,109,235

2013 年度特定非営利活動に係る事業会計財産目録

(2013 年 4 月 1 日 から 2014 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
現金	現金手許有額	119,498	
普通預金	りそな銀行富田林支店	573,232	
	大阪南農業協同組合東條支店	2,575,218	
	ゆうちょ	5,263,005	
	ゆうちょ (会費)	265,870	
	現金預金合計	8,796,823	
	未収金	666,200	
	前払金	53,550	
	仮払金	51,004	
	工具器具品	541,658	
	その他流動資産 合計	1,312,412	
	流動資産合計		10,109,235
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金		1,116,910	
仮受金		234,513	
	流動負債合計	1,351,423	
	負債合計		1,351,423
	正味財産		8,757,812

監査報告書


特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

理事長 高橋 昌彰 殿

- 1) 2013年4月1日から2014年3月31日までの事業年度に係る収支計算書、貸借対照表、財産目録は、法令及び定款に従い法人の収支並びに財産の状況を正しく示していると認める。
- 2) 理事の職務執行に関する不正行為、または法令もしくは諦観に違反する事実はないと認める。

2014年4月18日

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

監事 坂津 真津男 

事務所の移転

1. 経緯・理由

- ・後見申立（大阪家庭裁判所堺支部：堺市）、登記（大阪法務局堺支局：堺市）等の手続きを効率的にできる場所への移転が課題となった。
- ・事業団との金銭管理業務契約の終了を受けて、コロニー内に事務所を構えておく必要性が低くなった。
- ・こんごうコロニーの再編計画に基づき、事務所があるショッピングセンターが 2015 年度に取り壊しになるため、2014 年度中の明け渡しの要求があった。

上記の理由より事務所を移転することになりました。

2. 候補地

- ・経緯を踏まえて複数の候補地から最適な場所を検討しました。
- ・その結果、堺市堺区（南海高野線堺東駅周辺）、堺市北区（南海高野線中百舌鳥駅周辺）を候補地としました。

3. 新しい事務所

- ・候補地のある複数の物件より、下記の物件を選択し、新事務所として決定しました。

住所：堺市北区中百舌鳥町 2 丁 6 9 ラ・レックス中モズBSビル 504 号室

地図



間取り



第 4 議案

下記のとおり、定款の変更を行います

修正前	修正後
<p>第1章 総則</p> <p>__ (名称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPOかんなびの丘と言う。</p> <p>__ (事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府富田林市大字甘南備 216 番地に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、知的障がいや認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が、人間としての尊厳を保ち、自らの意思に沿った暮らしを、その一生を通じて送ることができるように、人権擁護の観点に立った支援を行う。同時にそのような方々の代弁者(アドボカシー)としての役割を果たすことを目指す。</p> <p>__ (活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。</p> <p style="padding-left: 2em;">特定非営利活動促進法第2条別表の</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) 社会教育の推進を図る活動</p> <p>(3) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>(5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</p> <p>(6) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>(8) 上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>__ (事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>__ (1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 金銭管理事業</p> <p style="padding-left: 2em;">: 判断能力の不十分な方々の日常生活の質(QOL)の向上を支援するために、日々の金銭管理を行う。</p> <p>② 成年後見事業</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPOかんなびの丘と言う。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市北区に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、知的障がいや認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が、人間としての尊厳を保ち、自らの意思に沿った暮らしを、その一生を通じて送ることができるように、人権擁護の観点に立った支援を行う。同時にそのような方々の代弁者(アドボカシー)としての役割を果たすことを目指す。</p> <p>(活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。</p> <p style="padding-left: 2em;">特定非営利活動促進法第2条別表の</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) 社会教育の推進を図る活動</p> <p>(3) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>(5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</p> <p>(6) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>(8) 上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>成年後見事業：判断能力の不十分な方々の権利が擁護され、一生を通して安心して社会生活を送れるように後見事務支援、法人後見人受任を行う。</u></p>

：判断能力の不十分な方々の権利が擁護され、一生を通して安心して社会生活を送れるように集団申し立てや後見事務支援、法人後見受任を行う。

③ 第三者評価事業

：大阪府認証の評価機関として、障がい分野の事業者を対象に、良質のサービスを提供していただくため、事業運営上の課題を明らかにしつつサービス向上へのヒントも提供すると共に評価結果の公表により、利用者の事業者選択の手伝いを行う。

④ QOL向上活動

：障がいしゃの権利条約などの世界標準に立ち、判断能力の不十分な方々の代弁者(アドボカシー)としてQOLのあり方を提言する。

⑤ まちづくり活動

：判断能力の不十分な方々およびそれらの方々の支援を目指す市民活動団体への理解と支援そして地域での連携の輪を広げるために、広報活動・説明会・交流会・研修会などを行う。

第2章 会員

— (種別)

第6条 この法人の会員は、次の種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

__ (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

__ (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理事長は理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

— (退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。会員が、次の各号のいずれかに該当

自立支援事業：判断能力の不十分な方々の日常生活の質(QOL)の向上にかかる支援を行う。

第三者評価事業：大阪府認証の評価機関として、対象事業所に対して事業運営上の課題を明らかにし、サービス向上へのヒントも提供する。また、評価結果の公表により、利用者の事業者選択の支援を行う。

人権啓発事業：権利擁護に関する制度や取り組みを啓発するとともに、判断能力の不十分な方々の代弁者としてQOLのあり方を提言する。また、それらに関する調査・研究も行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理事長は理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。会員が、次の各号のいずれかに該当

する場合には、退会したものとみなす。

- __ (1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
__ (2) 会費を、12ヶ月滞納したとき。

(除名)

第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。但しその会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
__ (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
__ (抛出金品の不返還)

第 11 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第 3 章 役員

__ (種別)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- _____ (1) 理事 3 名以上 20 名以内
_____ (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることに、なってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

__ (職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- __ (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
(2) 会費を、12ヶ月滞納したとき。

(除名)

第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。但しその会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第 3 章 役員

(種別)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 20 名以内
(2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることに、なってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

__ (2) この法人の財産の状況を監査すること。

__ (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に、違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

__ (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

__ (任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

__ (解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

__ (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

__ (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

__ (顧問)

第18条 この法人は、理事会の決議により、役員とは別に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に、違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は、理事会の決議により、役員とは別に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して

<p>意見を述べることができる。</p> <p>3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>第4章 総会 — (種別)</p> <p>第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。</p> <p>— (構成)</p> <p>第20条 総会は、正会員をもって構成する。 2 その他の会員については、総会に出席し意見を述べるすることができる。</p> <p>— (権能)</p> <p>第21条 総会は、以下の事項について議決する。 — (1) 定款の変更 — (2) 解散 — (3) 合併 — (4) 事業報告及び収支決算報告 — (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬 — (6) 入会金及び会費の額 — (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (8) 理事会が付議した事項 (9) その他運営に関する重要事項</p> <p>(開催)</p> <p>第22条 通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 — (1) 理事会が必要と認めたとき。 — (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。 (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及</p>	<p>意見を述べることができる。</p> <p>3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>第4章 総会 (種別)</p> <p>第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第20条 総会は、正会員をもって構成する。 2 その他の会員については、総会に出席し意見を述べるすることができる。</p> <p>(権能)</p> <p>第21条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業報告及び収支決算報告 (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬 (6) 入会金及び会費の額 (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (8) 理事会が付議した事項 (9) その他運営に関する重要事項</p> <p>(開催)</p> <p>第22条 通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認めたとき。 (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。 (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及</p>
--	--

び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

— (議長)

第24条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者とする。

— (定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

— (議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

— (書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

— (議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

— (2) 正会員の現在数

— (3) 出席した正会員の数（書面及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

— (5) 議事の経過の概要及びその結果

— (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議事録に署名押印しなければならない。

第5章 理事会

び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者とする。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議事録に署名または記名押印しなければならない。

第5章 理事会

__ (構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

__ (権能)

第 30 条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

__ (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

__ (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

__ (開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

__ (1) 理事長が必要と認めたとき。

__ (2) 理事総数の 2 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

__ (招集)

第 32 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

__ (議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

__ (議決等)

第 34 条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の書面表決等)

第 35 条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、第 34 条の規定の適用については出席したものとみなす。

<p>第6章 資産、会計及び事業計画</p> <p>__ (資産)</p> <p>第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>__ (1) 財産目録に記載された財産</p> <p>__ (2) 入会金及び会費</p> <p>__ (3) 寄附金品</p> <p>__ (4) 財産から生じる収入</p> <p>__ (5) 事業に伴う収入</p> <p>__ (6) その他の収入</p> <p>__ (資産の管理)</p> <p>第36条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。</p> <p>__ (事業計画及び予算)</p> <p>第38条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。 これを変更する場合も同様とする。</p> <p>__ (予備費の設定及び使用)</p> <p>第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>__ (暫定予算)</p> <p>第40条 第38条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>	<p>(理事会の議事録)</p> <p>第36条 理事会の議長は、理事会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長および出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。</p> <p>第6章 資産、会計及び事業計画</p> <p>(資産)</p> <p>第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された財産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄附金品</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。 これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>
---	---

__ (事業報告書及び決算)

第 41 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

__ (長期借入金)

第 42 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

__ (事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

__ (設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことが出来る。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

__ (書類及び帳簿の備置き)

第 45 条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類の他、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- __ (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- __ (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 定款の変更及び解散

__ (定款の変更)

第 46 条 この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

__ (解散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- __ (1) 総会の決議
- __ (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- __ (3) 正会員の欠亡
- __ (4) 合併
- __ (5) 破産

(事業報告書及び決算)

第 43 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 44 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設置)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことが出来る。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 47 条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類の他、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

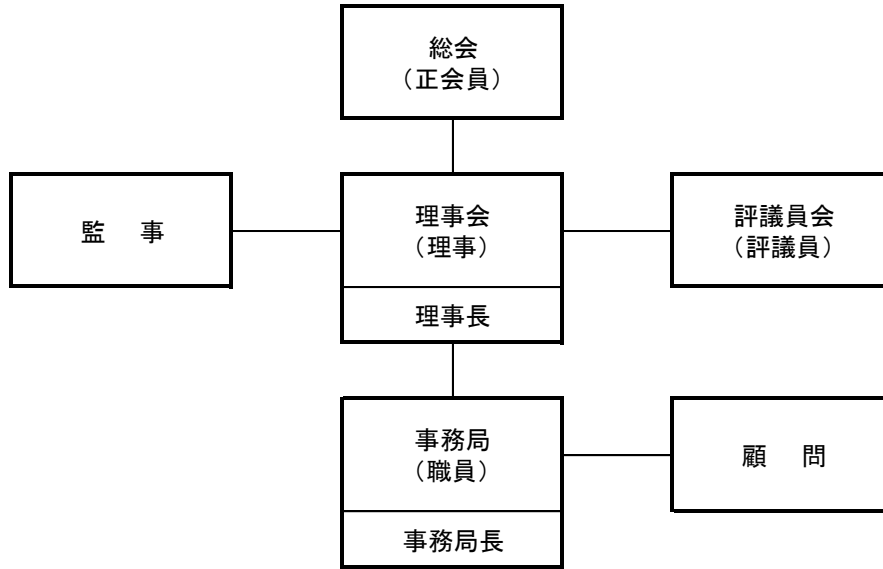
第 49 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 大阪府知事による認証の取消し

<p>__ (6)大阪府知事による認証の取消し</p> <p>2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。</p> <p>第9章 雑則 (公告) 第48条 この法人の公告は官報により行う。</p> <p>__ (委任) 第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p>	<p>2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。</p> <p>第9章 雑則 (公告) 第50条 この法人の公告は官報により行う。</p> <p>(委任) 第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p>
---	--

組織体制の変更

■組織体制の改組



■役員（理事、監事）の改選

根拠：定款
 （任期）
 第 14 条 役員（理事、監事）の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
 2 補欠又は増員により選任された役員（理事、監事）の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

今回の総会が改選時期となります。

役職名	総会前（現行）	総会后		備考
理 事	高橋 昌彰	高橋 昌彰	再任(重任)	理事長
	鴻巣 十二子	鴻巣 十二子	再任(重任)	副理事長
	白土 隆司	白土 隆司	再任(重任)	副理事長
	西村 英八郎	西村 英八郎	再任(重任)	副理事長
	小林 英子	小林 英子	再任(重任)	事務局長
	北中 大輔	北中 大輔	再任(重任)	事務局次長
		永尾 康元	新任	
監 事	坂浦 眞津男		再任(重任)	

■評議員の改選

前回開催した臨時総会で NPO ガバナンスコミッティを評議会への改称を実施しましたが、評議員についてはそのまま継続となっていました。役員改選にあたり、評議員も改選します。以下の方々に打診を行い、了承の得られた方を評議員とします。

氏名	肩書	備考
稲垣 博之	金剛コロニー家族連絡協議会代表	旧ガバナンス
永田外茂枝	金剛コロニーくすのき寮互助会代表	旧ガバナンス
南辻 協一		旧地域相談役
藤原 崇	コンサルタント勤務	プロボノ
篠崎 聡	メーカー勤務	プロボノ
金 志煥	公認会計士勤務	プロボノ
小泉 洋平	コンサルタント勤務	プロボノ
根来 和寛	メーカー勤務	プロボノ

■顧問・地域相談役等

- ・顧問は本元弁護士とのみ契約更新します。
- ・地域相談役は実際の活動が行われていないため廃止とします。
- ・会員等が法人の運営に寄与する活動を実施するにあたり、適当な役職が必要な場合は理事会もしくは評議会での意見を参考にして理事長が判断します。

■事務局体制の変更

- ・定款の変更に伴い、「3事業+2活動」から「4事業+事務局」の体制へ移行
- ・上記体制への移行に伴っての人事異動

2014 年度の運営方針

今年度、特定非営利活動法人 NPO かなびの丘は創設 10 周年を迎えます。創設当時のスローガンは「共に生きていくために・・・ 私たちは始めます！」でした。踏み出した歩みは一筋の道となって今があります。10 年継続してきた重みを感じながら、次の 10 年への新たな歩みを始めます。

設立以来の大きな事業の柱であったこんごうコロニーでの金銭管理業務の契約が終了しました。業務量としては金銭管理業務の方が多かったのですが、成年後見事業に十分に労力を注ぐことができなかつたことは否めません。今後は「成年後見事業」を中心とした包括的な人権擁護支援体制の確立を目指します。

今年度は成年後見事業の基礎の強化を図ります。原点を見直し、被後見人にとって最善の活動を行うことを徹底します。今年度に限り、被後見人の受任者数の増加を迫わず、質の向上に注力します。このことが次年度以降の受任者数増加に寄与するものと考えています。

具体的には

- ①後見活動の見直し（申立、身上監護等のマニュアル策定）
- ②知的障がい者だけでなく認知症高齢者に対応できる体制の構築
- ③関係する団体との連携強化

に取り組みます。

2014年度事業計画

成年後見事業

1. 質の向上

後見活動の質の向上を図るために申立、身上監護等のマニュアルを策定します。マニュアル化により、最低限の質の担保を行います。マニュアル化は後見受任数の増加にも寄与するものと考えています。

2. 親族後見人、専門家後見人の支援

親族後見人、専門家後見人の中には、きちんと活動ができていなかったり、報告が疎かになっていたりするケースがみられます。そういった後見人を支援する活動を開始します。

第1に活動の記録や行政等からの資料を保管できるファイルを作成します。このファイルを使用することでもれのない活動ができるようになります。第2に身上監護もしくは財産管理の活動受任をします。何らかの理由で活動ができていない部分を補完することで被後見人の権利擁護につながります。

自立支援事業

1. 金銭管理事業の委託契約解除

4月1日より金剛コロニー利用者の方の金銭管理事業から一切撤退します。

2. 地域での財産管理

富田林包括センター等各機関から依頼がある方の財産管理、金剛コロニー内から地域移行されるかたの財産管理、知的障がいの方だけでなく高齢者の方で認知症などの理由で判断能力の不十分な方の財産管理等、受任していく予定です。

3. 財産管理の体制

財産管理契約書の見直しを行い、新たに財産管理覚書を作成します。現在数種類に渡っている財産管理契約書の契約の更新を行う予定です。

第三者評価事業

1. 評価調査予定

2014年度中の評価調査では、7月に社会福祉法人日本へレンケラー財団障害者支援施設『アテナ平和』（大阪市阿倍野区美章園）に、また9月以降には、同じく『伯太』（和泉市伯太）、救護施設『平和寮』（大阪市阿倍野区昭和町）を予定しています。

2. 評価者の養成・研修

2014年度初めにも社会的養護分野の評価機関としての認証を受けることとなれば、今年度後半に受審依頼が入る可能性も大いに考えられます。それに対応する準備として、2人一組の評価チームを少なくとも3チームは構成したいと考えていて、評価調査者の新規養成とともに、既資格者には評価力を培養できるよう、評価調査への「同行研修」を行なっていくこととしています。

3. 固有の「評価基準」整備

なお、先送りしてきた固有の「評価基準」の整備にも、今年度中には、必ずや着手したいとも考えています。

人権啓発事業

1. 成年後見制度啓発冊子の発行

富田林市社会福祉協議会・善意銀行の払出しにより、成年後見制度を啓発する冊子を作成します。分かりやすさを前面に出すため、大阪芸術大学の学生に漫画を作成していただきます。各種相談会やイベント等で配布していく予定です。

2. 後見支援員の実態調査を実施します

日社済社会福祉助成金の交付を受けて、後見支援員（法人後見を行う団体で貢献実務を行う人）の実態と役割を調査します。

事務局

1. 認定NPO法人の取得

- ・認定NPO法人の申請を行います。

2. ホームページのリニューアル

- ・長年の課題となっているホームページをリニューアルします。
- ・それにあわせて、メールアドレスの変更も行う予定です。

2014年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

(2014年4月1日 から 2015年3月31日)

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

I. 経常収入の部

(円)

科目		2014年度予算	2013年度実績	差額	備考
会費収入	正会員	360,000	504,000	-144,000	30名×12,000円
	賛助会員	600,000	642,000	-42,000	100名×2口×3,000円
	小計	960,000	1,146,000	-186,000	
事業収入	成年後見事業	7,680,000	4,814,000	2,866,000	32名×240,000円
	自立支援事業	360,000	8,726,600	-8,366,600	20名×1,500円×12ヶ月
	第三者評価事業	450,000	165,000	285,000	3施設×150,000円
	人権啓発事業	0	0	0	旧2活動
	小計	8,490,000	13,705,600	-5,215,600	
その他収入	寄付金	100,000	817,800	-717,800	
	助成金・補助金	100,000	950,000	-850,000	社協善意銀行
	その他	0	21,155	-21,155	
	小計	200,000	1,788,955	-1,588,955	
経常収入合計(A)		9,650,000	16,640,555	-6,990,555	

II. 経常支出の部

(円)

科目		2014年度予算	2013年度実績	差額	備考
成年後見事業	人件費	6,616,400	2,112,587	4,503,813	
	経費	1,597,541	804,096	793,445	
	小計	8,213,941	2,916,683	5,297,258	
自立支援事業	人件費	472,600	8,922,834	-8,450,234	
	経費	114,110	2,794,704	-2,680,594	
	小計	586,710	11,717,538	-11,130,828	
第三者評価事業	人件費	472,600	395,287	77,313	
	経費	114,110	200,994	-86,884	
	小計	586,710	596,281	-9,571	
人権啓発事業	人件費	472,600	0	472,600	
	経費	114,110	0	114,110	
	小計	586,710	0	586,710	
管理(事務局)	人件費	1,417,800	790,574	627,226	
	経費	342,330	341,998	332	
	小計	1,760,130	1,132,572	627,558	
経常支出合計(B)		11,734,202	16,363,074	-4,628,872	
経常収支合計(C=A-B)		-2,084,202	277,481	-2,361,683	

Ⅲ. 事業別収支

(円)

科目	2014年度予算	2013年度実績	差額	備考
成年後見事業	-533,941	1,897,317	-2,431,258	
自立支援事業	-226,710	-2,990,938	2,764,228	
第三者評価事業	-136,710	-431,281	294,571	
人権啓発事業	-586,710	0	-586,710	
経常収支合計(D)	-1,484,072	-1,524,902	40,830	

Ⅳ. 正味財産増減計算の部

(円)

科目	2014年度予算	2013年度実績	差額	備考
当期収支差額(E=C)	-2,084,202	277,481	-2,361,683	
前期繰越正味財産額(F)	8,757,812	8,480,331	277,481	
期末正味財産額(E+F)	6,673,610	8,757,812	-2,084,202	

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘
第 10 回通常総会 資料

〒584-0054 大阪府富田林市甘南備 216
TEL/FAX 0721-35-0721
E-mail kannabi@peach.plala.or.jp
<http://kannabi.jp>